

# 通信教育科社会福祉士短期養成課程専任教員公募要領

## 1 採用職名・人員

通信教育科社会福祉士短期養成課程（社会福祉主事養成課程を兼務する）  
准教授、講師又は助教（任期付3年） 1名

## 2 職務内容（以下の職務は一般養成課程の教員とともに一般養成課程の業務も担当する）

- (1) 通信教育科教員として、主に通信教育科社会福祉士養成課程及び社会福祉主事養成課程における、以下のような教務事務全般を担当する。  
なお面接授業は土日を中心とした週末に行う。
  - ① クラウドシステムでのレポート・面接授業・実習配属・巡回指導等の進行管理
  - ② 受講生の実習配属、実習巡回、実習施設の開拓
  - ③ 担当する科目のレポート採点、面接授業の講義
  - ④ ③以外の科目のレポート採点、講義の担当者の配置
  - ⑤ 非常勤教員との連絡調整
- (2) 通信教育科社会福祉士短期養成課程の「ソーシャルワーク演習」「ソーシャルワーク実習」「ソーシャルワーク実習指導」等の科目、社会福祉主事養成課程関連科目を担当する。
- (3) 受講生指導（履修、学習、国家試験対策等）に関すること。
- (4) 入試・入学相談業務に関すること。
- (5) 社会福祉士教育に関する教材開発や教育方法の研究開発に関すること。
- (6) 社会福祉学部に関連の科目を担当することがある。

## 3 募集期間 公示の日より令和6年12月20日（金）必着。

## 4 応募資格

- (1) 社会福祉士の資格及び、ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク実習の担当教員の資格を有する者（※）で、上記2の職務内容を担当できること。
- (2) 博士または修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有するか、同等の研究業績を有する者。

## 5 提出書類

- (1) 履歴書（指定様式1）
- (2) 最終学校卒業（修了）証明書。
- (3) 資格証明書のコピー
- (4) 著書・研究論文・その他研究業績を示すもの（各3部）
  - ① 研究業績一覧（指定様式2。調査・実践報告等を含む。査読の有無も明記のこと。詳しくは記入要領を参照のこと。）
  - ② 審査を希望する研究業績3本（コピー可）
- (5) 教育及び実践経験を示すもの（各3部）
  - ① 教育実践業績一覧（指定様式3。以下の内容があれば含めること。）

- ・ 関係機関、施設等における実習指導の経験
- ・ ソーシャルワーク実習に関する報告書を作成した実習手引き、教材・テキスト等
- ・ 職能団体、自治体等における研修講師、委員等の経験

②推薦書（推薦者のある場合のみ。様式自由、A4版）

(6) 本学通信教育科業務に対する抱負、特に受講生に対する指導・支援に対する取り組み方針（1200字程度）（3部）

## 6 選考方法

書類審査（選考過程で追加資料の提示を求められることがある）、及び面接審査により決定する。なお、書類審査合格者の方へは、面接審査の日時を改めて連絡する。

## 7 書類提出先及び問い合わせ先

〒204-8555

東京都清瀬市竹丘3-1-30

学校法人日本社会事業大学 総務部 総務課

TEL 042-496-3000（代表）

応募書類は書留により提出し、封筒に「通信教育科専任教員採用応募書類」と朱書きのこと。

## 8 雇用期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

（通信教育科社会福祉士短期養成課程及び社会福祉主事養成課程の業務状況並びに本人の勤務実績を勘案し、3年後には任期付での更新あるいは任期を定めない職名に変更する場合がある。）

9 採用職名（職位） 日本社会事業大学教育職員選考規程等による。

10 給与等 待遇 学校法人日本社会事業大学職員給与規程その他本学の諸規定による。

## 11 その他

- ・ 原則として、応募書類の返却はしません。
- ・ 指定様式1～3は本学ホームページからダウンロードしてください。
- ・ 面接の際の経費は応募者負担とします。
- ・ 個人情報保護法に基づき、応募書類に含まれる個人情報は本選考の用途以外には使用しません。
- ・ 本学は男女共同参画社会基本法を遵守しています。
- ・ 本学教員の定年は満65歳です。

(※) ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク実習の担当教員の資格

次の1つに該当することが必要である。

- (1) 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、教授、准教授（助教授）、助教又は講師（非常勤を含む）として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者。
- (2) 学校教育法に基づく専修学校の専任教員として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者。
- (3) 社会福祉士資格取得後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者。
- (4) 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第一号ト（4）に規定する講習会において、当該科目の指導に係わる課程を修了した者。